

(仮称) 道の駅津かわげの設置及び管理について

1 趣旨

(仮称) 道の駅津かわげは、平成28年4月下旬の開駅に向け整備を進めていることから、当該施設の設置及び管理について定めようとするものです。

2 施設の名称及び位置

- (1) 名称 道の駅津かわげ
- (2) 位置 津市河芸町三行255番地4

3 設置

広大な市域を有し、海のものから山のものまで、農林水産物や特産品を始め、名勝、旧跡などの豊富な地域資源を有しており、これらの津の魅力や地域情報を広く市内外に発信するとともに、人と人との触れ合いや憩いの場を提供することにより交流を促進し、地域産業の振興等を目的として、また、地理的特性を活かした地域防災の拠点、併せて道路利用者の利便性の向上を図るため、道の駅津かわげを設置するものです。

4 施設の管理

管理運営は、効率化、利用促進及びサービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入することとします。

5 休館日

施設の休館日は、原則として設けないこととします。ただし、指定管理者は市長の承認を得て臨時に休館日を定めることができることとします。

6 利用時間

地域振興施設を利用できる時間は、午前9時から午後6時までとします。ただし、指定管理者が管理運営上、特に必要があるときは、市長の承認を得てこれを変更することができることとします。

なお、駐車場及び公衆トイレは、24時間利用できることとします。

7 今後の対応

津市道の駅津かわげの設置及び管理に関する条例の制定についての議案を平成27年第1回津市議会定例会へ提出する予定です。